

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 文化・スポーツ国際交流事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例施行規則（平成6年柏原市規則第17号）及び柏原市補助金交付規則（昭和51年柏原市規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 本市内に事務所又は活動拠点を有する団体（政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とするものを除く。）が、国外又は国内において行う文化・スポーツの振興又は交流事業に要する経費（その経費が団体の構成員の数によって算定される場合にあっては、構成員のうちその事業についての指導者及び市内在住者の数を対象とする。）
- (2) 本市の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒が、文化・スポーツの分野において優秀な成績を修め、その代表として国際性をもった大会等に参加が決定し、又は招請を受けたときに、当該大会等の参加に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条各号に規定する経費の3分の1以内の額とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第4号においては、経費の3分の3以内の額とする。

- (1) 国外で行われるもので、前条第1号に規定する団体に対しては30万円を限度とする。
 - (2) 国外で行われるもので、前条第2号に規定する個人に対しては10万円を限度とする。
 - (3) 国内で行われるもので、前条第1号に規定する団体に対しては20万円を限度とする。
 - (4) 国内で行われるもので、前条第1号に規定する団体が国外の団体を招いて行う場合は、当該団体に対して30万円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、1会計年度につき1回を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に以下のイ．～ニ．の添付書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、申請の募集時期は、別に定めるものとする。

- イ．収支予算書
- ロ．事業計画書
- ハ．参加者名簿
- ニ．団体の会則等

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、柏原市文化・スポーツ国際交流事業選考委員会の審査を経たうえ、補助金を交付することに決定したときは柏原市文化・スポーツ国際交流補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、交付しないことに決定したときは柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、補助金交付の決定通知があったときは、柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業変更の申請)

第7条 申請者は、事業計画に変更があったときは、速やかに柏原市文化・スポーツ国際交流事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助金交付の対象となった事業が完了したときは、柏原市文化・スポーツ国際交流事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 富宅正浩 殿

申請者
住 所
団 体 名
代表者氏名

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付申請書

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 事 業 名
2. 事 業 の 目 的
3. 事業実施予定日
4. 事業費総額
5. 補助金交付申請額
6. 添付書類
 - ① 収支予算書
 - ② 事業計画書
 - ③ 参加者名簿
 - ④ 団体の会則 など

様式第2号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

柏原市長 富宅正浩

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金額 金 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

柏原市長 富宅正浩

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金について、次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 事業名

2. 不交付の理由

請 求 書

金、 円

ただし、柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金
上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

申 請 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

柏原市長 富宅正浩 殿

口座振替申出書	
金融機関名	
本店又は支店名	店
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 名 義 人	

※預金口座名義人と申請者は、同一人であること。

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 富宅正浩 殿

申請者
住 所
団 体 名
代表者氏名

柏原市文化・スポーツ国際交流事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け柏原市指令住第 号で交付決定のありました
下記事業につきまして、変更したいので柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金
交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 事 業 名

2. 変 更 理 由

3. 添 付 書 類

- ① 変更後の事業計画書
- ② 変更後の事業収支予算書
- ③ その他

様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 富宅 正浩 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名

柏原市文化スポーツ国際交流事業実績報告書

柏原市文化・スポーツ国際交流事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて事業の実績を報告します。

記

1. 事業名

2. 事業実施日

3. 事業の効果

4. 添付書類

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ その他